

福岡県公報

令和六年三月十二日
第四百七十八号
増刊
①

目次

条 例 (第一号・第二号)

○福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

○福岡県公立学校情報機器整備基金条例

(中小企業振興課) ……………一

(教育庁施設課) ……………一

公布された条例のあらまし

◇福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

(商工部中小企業振興課)

1 福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金に基づく事業を令和十年度まで継続することに伴い、福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公立学校情報機器整備基金条例

(教育庁施設課)

1 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を推進するため、福岡県公立学校情報機器整備基金を設置することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失い、失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付することとした。

条 例

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第一号

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する

条例

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例(令和二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二号

福岡県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。